

市第90号議案

男女共同参画センターの指定管理者の指定

次のように男女共同参画センターの指定管理者を指定する。

令和元年12月 6 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
男女共同参画センター横浜、男女共同参画センター横浜南及び男女共同参画センター横浜北	戸塚区上倉田町 435番地の1	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 理事長 小山内 いづ美	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

提 案 理 由

男女共同参画センター横浜等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）